

平成 2 2 年第 3 回臨時会

御宿町議会会議録

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 開会

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 閉会

御 宿 町 議 会

平成 2 2 年御宿町議会第 3 回臨時会議録目次

招集告示.....	1
第 1 号 (1 1 月 2 6 日)	
議事日程.....	2
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
町長あいさつ.....	4
会議録署名人の指名について.....	7
会期の決定について.....	7
議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決.....	7
議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 0
議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 4
議案第 4 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 7
閉会の宣告.....	2 3
署名議員.....	2 5

御宿町告示第52号

平成22年御宿町議会第3回臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月24日

御宿町長 石田 義 廣

記

1. 期 日 平成22年11月26日

1. 場 所 御宿町役場議場

1. 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(3) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

(4) 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて

平成22年第3回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成22年11月26日（金曜日）午前9時41分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御宿町
一般会計補正予算（第3号））

日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御宿町
一般会計補正予算（第4号））

日程第 5 議案第 3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第 6 議案第 4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	渡辺晴久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	佐藤昭夫君

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	主任主事	市東秀一君
------	--------	------	-------

開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年御宿町議会第3回臨時会が招集されました。

議員の皆様には、ご多用のところご出席をいただきましてご苦労さまです。

本臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりです。

本日の出席議員は12人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年御宿町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

本日は、傍聴席が混雑いたしますのでけがのないように注意してください。傍聴に当たっては、傍聴の規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切ってマナーモードに設定をお願いいたします。

（午前 9時41分）

町長あいさつ

議長（新井 明君） 日程に先立ちまして、石田町長より、あいさつとあわせて提案理由の説明があります。

石田町長。

町長（石田義廣君） 本日、ここに平成22年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本臨時会にご提案いたします案件は、専決処分に係る承認について2議案、人事院勧告等に基づく特別職及び一般職の給与条例の一部改正について2議案の4議案をご審議いただくことといたしました。

開会に先立ちまして、議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、議案について説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、国の実施要綱に基づき低所得者等に対する新型インフルエンザ予防接種費用の助成について、平成22年10月1日、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものでございます。

補正額は、歳入歳出ともに240万円を追加し、補正後の予算総額を29億8,800万円とするものです。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、千葉県の乳幼児医療対策事業において入通院の助成対象が小学校就学前から小学校3年生までに拡大されたことに伴い、町においても同様の対応を図ることから、平成22年11月1日、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正額は、歳入歳出ともに80万円を追加し、補正後の予算総額を29億8,880万円とするものです。

議案第3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、今年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を改定する必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、今年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

続きまして、諸般のご報告をいたします。

10月13日に今年100歳を迎えられるお2人を訪問し、総理大臣からの記念品と賞状を伝達

いたしました。15日は、在京スペイン大使館でのナショナルデイ行事に参加しました。16日には、井上七郎前町長の叙勲受賞祝賀会を挙行了しました。ご出席の議員各位におかれましては、お疲れさまでございました。18日は、いすみ環境衛生組合議会の定例会が招集されました。19日は、SSTパトロール隊長会議がいすみ市役所で開催され、行政区長とともに参加してまいりました。22日には、国保国吉病院組合議会定例会が招集されました。23日は、幕張メッセにおける全国障害者スポーツ大会開会式に参加しました。24日は、月の沙漠記念館において童謡大会を開催しました。あいにくの天候でございましたが、盛会のうちに終了することができました。26日には、来年4月採用職員の二次試験を行いました。29日には区長会議を開催しました。30日は、台風14号の接近に伴い役場職員とともに警戒配備体制を敷き対応を図りました。幸い特に被害は確認されませんでした。

11月4日は、大多喜高校の110周年記念式典に参加しました。7日は、町消防団の球技大会とスペイン大使館のご協力のもと、川上ミネさんのピアノコンサートを開催しました。11日は、県町村会主催による町村長自治研修会及び定例会に出席しました。12日は、合同七つ子祝いを挙行し、7歳を迎える40名の皆さんの健やかな成長をお祝いしました。14日は、千葉県との共催で景観セミナーを開催しました。15日は、都市負担金審議特別委員会といすみ広域市町村圏事務組合正副管理者会議が招集されました。16日は、中学生議会が招集され、町政全般にわたり鋭い質疑が行われました。17日は、知事と市町村長との意見交換会が行われ、御宿町は、子宮頸がん予防ワクチンほか2ワクチンの予防接種における国費助成の実現と子どもの医療費助成を早期に中学生まで拡大するよう要請しました。18・19日には、いすみ鉄道なのはな号に御宿町から22名で参加してまいりました。20日には、布施小学校の児童と地域の皆さんの交流の場である布施まつりが開催されました。22日には、学校建設委員会を招集し、懸案でございます御宿中学校の屋内運動場などの建設についてご意見をいただきました。24日には、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会を招集され、一般職の給与条例案など3議案が可決されました。

以上で諸般のご報告を終わります。

なお、議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、十分なるご審議を賜りまして議決をいただきますようお願い申し上げます。

会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。6番、伊藤博明君、7番、小川征君にお願いいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日とすることに決しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、専決第4号 平成22年度一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、昨年度の新型インフルエンザに続き、国の要綱により改めて10月1日から予防接種事業が実施され、低所得者等に対する負担軽減のための助成を行うことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ240万円を追加し、補正後の予算総額を29億8,800万円とし

ております。

補正財源としましては、県支出金を充当し純繰越金120万円を充て収支の均衡を図りました。

それでは、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。4ページをお開きください。

まず、歳入予算ですが、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金で120万円。国の示す新型インフルエンザ対策に基づき非課税世帯の15歳までの子供、並びに65歳以上の方に対し接種費用を助成するものであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成21年度からの純繰越金で120万円を追加し収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算額240万円の追加であります。

続いて、歳出予算についてご説明させていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の240万円は、国の示す新型インフルエンザ対策に基づき非課税世帯の15歳までの子供並びに65歳以上の方に対し、接種費用の扶助に係るものです。9月30日現在の15歳までの子供、65歳以上の人口をもとに、これまでの受診率を踏まえ、非課税世帯をおおむね4分の1程度と見込み、追加補正を行っております。

以上、歳出予算総額240万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を29億8,800万円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

新型インフルエンザ接種助成ということではありますが、この歳出のほうで、これまでの通年の4分の1程度というふうなお話でありましたが、この算定の基礎数値についてお伺いしたいと思います。

また、さらに既にこれは実施されていると、広報でも公開されておりましたが、その受付状況と申しましょるか申請状況、それからニュースによりますと、既に国外においても

幾つかのところでは非常にこの新型インフルエンザが猛威を振っているというような報道もあったわけでありましてけれども、県内、またこの御宿町の実態はどのように把握されているのか。

それから、この予防について、このワクチンもそうなんだろうけれども、この啓発を含めまして、それについての対応についてお尋ねいたします。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは支出のほうでございますが、こちらにつきましては、先ほど説明いたしました中で、いわゆる低所得者を対象にしたということでございまして、およそ13歳未満の方は2回接種いたします。それから13歳から15歳の方が1回、高齢者は1回の接種ということで、まちまちでございますが、609名程度の概算積算をしております。

実施状況でございますが、9月30日現在で、429名の方が接種をされているようでございまして、中学生以下が65名、生保非課税の方が6名、65歳以上が358名という内訳になってございます。

それから、インフルエンザの流行状況というご質問でございますが、これにつきましては、香港型ということでございまして、と言いますのは、4年前に香港型が猛威を振ってまして、大体4年くらいたちますと免疫力が減少してくるということで、そういった意味で香港型が今後は流行するのではないかとございまして。そういった意味で、前回の全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、3価ワクチンの中に香港型が入っているということでございます。秋田県で集団で9名の方が亡くなられたと、非常に不幸な事件があったわけでございますけれども、その後は今のところ大きな発生状況ということは何っておりませんので、これから、本格的な冬が近づきまして流行する時期がまいりますので、これに対して、保育園や、児童館等にはアルコールで手を消毒したり、うがいの励行を心がけるように子供たちには連絡をしております。今後につきましては、また時期を見ながら、そういった広報活動をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。了解しました。

今回の予算は609名ということですが、これは予算を超えた場合は補正ということも当然考えておられるということによろしいでしょうか。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それは、その段階でまた対応したいと思っています。

議長（新井 明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、専決第5号 平成22年度一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

これまでの乳幼児医療費助成につきましては、小学校就学前までの子供の入通院に係る医療費を対象としておりましたが、平成22年12月から千葉県において、対象者を小学校3年生まで拡大し、子ども医療費助成制度としてサービスを拡充することになりました。町におきましても、県の拡大に即し、子ども医療費の助成を行うことから、地方自治法第179

条第1項の規定により専決処分したものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、補正後の予算総額を29億8,880万円としております。

補正財源としましては、県支出金を充当し、純繰越金62万5,000円を充て収支の均衡を図りました。

それでは、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。4ページをお開きください。

まず、歳入予算ですが、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金で17万5,000円、小学校1年生から3年生に係る医療費並びに支払手数料について県から2分の1の補助を受けるものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成21年度からの純繰越金で62万5,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算額80万円の追加でございます。

続いて、歳出予算についてご説明させていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目乳幼児医療対策費で80万円ですが、医療審査支払手数料として12節役務費で1万5,000円、13節委託料45万円は助成対象の拡大に伴いシステム改修を要することから追加計上したものでございます。20節扶助費は対象年齢の拡大に伴う追加需要額について33万5,000円を追加するものです。

以上、歳出予算総額80万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を29億8,880万円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

乳幼児医療についてでありますけれども、今般の事業でもありますが、この地域における子供たちの医療費でありますけれども、近年非常に格差があるというふうに思うんですけれども、それについては担当としてどのように把握をされておられるのか。

それから、この専決されました11月1日で専決というふうになっておるわけでありまして、けれども、既に何日か過ぎておるわけでありまして、実施状況について伺いたいというふうに思います。

特に、格差についてであります、特に町内においては、診療所、医院ということで病院がないというのはご承知おきかと思えます。でありますので、窓口での負担の差というのはいかなるものかというふうに思いますが、近隣の状況をどう把握しておられるのかということと、それについての考えについてお伺いしたいと思えます。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 医療格差というご質問でございますが、非常に難しい問題でございます、こちらにつきましては、国が3年間をもちまして、私どもの山武・長生・夷隅郡医療圏というものにつきましては、第二次救急、三次救急というようなシステムの中の構築を進めているところでございます。今現在、確かにご利用の中には、救急車を使われる方が非常に多くなっておりまして、また、町内の体制もなかなかそういったものをすぐに対応できるという状況もございませんが、ただ近隣状況を見ますと、先日の大原のお祭りの際の事故が新しいわけでございますが、こういったものに対しましても、郡内連携をとって今後進めていこうとしておりますし、新年度になりましたらご説明申し上げますが、来年度から広域を中心とした24時間の電話緊急体制というものを進める予定でございます。そういうことによって、そういった格差をなくしていくと、是正していくということで、どういうシステムかと申しますと、24時間電話で病状を受け付けまして、それによって救急的な判断が必要なのか、あるいは簡易な簡便的な方法で対応できるかという症状を確認しながら、電話相談を受け付ける。これを24時間体制でやろうということをおの今ところ計画されております。このような事業連携により、やはり少しでもそういった格差を是正していきたいというふうには考えてございます。

それから、子ども医療手当の実施状況ということでございますが、こちらは12月1日から実施するわけございまして、専決をさせていただきましたのは、これに伴いますシステム改修、こういったものが先んじてやらないと、12月1日からすぐ間に合わないという状況でございますので、またその12月1日を過ぎましたら、ご質問の実施状況というもの

につきましてもお答えを差し上げたいというふうに考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。了解いたしました。システム改修としての専決ということで了解いたしました。

それから、もう1つの質問については、子供たちの親の負担、医療費窓口負担、その格差についてということでのどう近隣の把握をしているかということです。格差があるというようにおっしゃるわけでございますので、あるとすれば、それについての対応をいかにするかという質問だったんです。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 親御さんの負担ということでございますけれども、今回53市町村でいわゆる子ども医療の助成対象、すべての市町村が実施をしていくわけですが、ここにつきましては、県と同様に小学校3年生までというふうにやっているものと、それから6年生までという形のところも確かにございますが、やはり今後、子供さん、児童、こういったもののその対応といたしましては、ワクチンの関係とかまだまだ今後改めて国の方針に基づいた児童の安全対策ということが出てまいりますので、そういったものを見ながら、当然、今後はその3年生から6年生、6年生から中学生までというふうな形で引き上げを計画的に、段階的に進めていきたいと思っております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

町長は、この郡内の医療費の負担の格差については、どのようにお考えですか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 郡内と言いましょか、2市2町ということで具体的に申し上げますと、かなりこの子ども医療費については、いすみ市についてかなりの何と言うんですか、子ども医療対策については先に進んでいるような感を受けておりまして、私ども残り1市2町は、基本的には県の方策に準じた形で政策をしている状況でございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第5、議案第3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長(氏原憲二君) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、8月10日の人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告が10月7日に
出されたことを踏まえ、特別職の期末手当の支給割合及び一般職の職員の給料月額、期末
手当及び勤勉手当等の支給割合を改正するため、関係条例の一部を改正するものでありま
す。

それでは、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第3条2項中、100分の190とありますものを100分の185に改めるものであります。6月
の期末手当の支給割合を0.05月引き下げるものであります。また、100分の215とあります
ものを100分の200に改めるものであります。12月の期末手当の支給割合を0.15月引き下
げるものであります。

附則といたしまして、平成22年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の

適用につきましては、100分の200とありますものは100分の195という1項を加えるものであります。

附則として、この条例は平成22年12月1日から施行するものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

特別職の給与の一部を改正するということではありますが、確か本町特別職常勤、町長と教育長、具体的に言えばということになると思いますが、給与については、本俸を半減という形で条例化されているというふうに思うわけではありますが、それについては、例えば交付税とすると、どういう対応がとられるんでしょうか、そうしたものがしんしゃくされるということなんでしょうか、それについてまずお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 特別交付税の算定の中に、やはり国の、また県の人勤に沿ったことが各自治体で行われているかということが、交付額の算定の1つとして考慮されます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 私は、これに直接関係するわけではありませんけど、本俸にこれは半減していると思うんです。それが、交付税にどう反映されているか、されるのかされないのかということです。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 本俸のその減額につきましては、自主的なものでありますので、これは反映されていないのではないかと思います。特別交付税として措置をされないということで認識をしております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） されないということで、認識ということですから、確認しているということではないですか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） されてないと思います。されないということです。毎年調査がございますけれど、その数値の中にはこういった本俸は含まれておりません。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） そうしますと、町長ご自身のご努力だけだということなんです。そうしたいわゆる地方分権との関係の中で、広く一般にこうした例えば人勤に基づく対応ということがあろうと思うんですが、一方で、いわゆる地方分権というふうに呼ばれております。そうした中で、地方がそれぞれの重い決意の中でさまざまな努力をしているということと、こうした一般的なものということの兼ね合いというのはどのように考えておられるのか。地方分権とそれと1つ相入れられない問題、本来そういう努力があるのならば、当然それについて、こういう一般的なものも甘んじて受けるとするならば、町の努力というのも、一方それはしんしゃくされるべきだろうというふうに思うわけですが、これは国と県との関係でありますから、町はいかんやというのはあるかもわかりませんが、私もその辺はわかりづらいというふうに思うんですけど、それについてはどのように考えておるのでしょうか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 公務員の給与につきましては、法律に基づいて支給をされているということでありまして、この根幹をなすものは、例えば国家公務員法の28条にございますように、年間給与で公務と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を行うことが、行政適用の原則ということで必要であるという規定がございます。そういったことで、人勤が適切な民間とそれから公務の差について4月現在で比較をして勧告を行うと、それに準じて公務員の給与については、改定を順次行っているというシステムになっておるところであります。一方では、議員のおっしゃるように地域主権とかそういったことで行政改革がこれから進められていきますが、給与については、現行では人勤に従うということが原則となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、人事院勧告に基づき第1条から第3条に区分して改正を行う内容になってございます。

13ページからの新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条は、一般職の期末手当、勤勉手当などについて所要の改正を行うものであります。

第19条は、期末手当について第1項及び第4項の附則、第4項第2号の追加は、次ページでご説明申し上げますが、50歳後半層の職員給与の抑制措置の規定を加えるものであります。

第2項につきましては、12月の期末手当の支給割合を100分の150とありますものを100分の135に引き下げるものであります。

第3項は、再任用職員に関する期末手当について、一般職と同様の改正を行うものであります。

13ページ下段から14ページにかけての第20条につきましては、勤勉手当についての規定

であります。附則第4条第3号の追加は、50歳後半層の職員給与の抑制措置で、7級職で55歳に達した職員については1.5%の引き下げを行う規定を設けるものであります。

14ページに移りまして、第2項第1号中、100分の70とありますものを100分の65に同項2号中、100分の35とありますものを100分の30に勤勉手当の支給割合を引き下げるものであります。

次に、附則第4項につきましては、50歳後半層の職員給与の抑制措置で、7級職で55歳に達した職員につきましては14ページ下段から16ページにございますように、給料月額、期末手当、勤勉手当、管理職手当等について1.5%の引き下げを行う規定を設けるものであります。

16ページの附則第7項につきましては、第20条第1項第1号は勤勉手当を支給する総額の上限額を定める条文で、実際に支給される勤勉手当の総額の中で、今回1.5%の減額について調整をするものでございます。

17ページから21ページは、行政職給料表の改正で中高年齢層に限定した改定となっております。1級職は改正がなく2級職は、69号給から3級職は49号給から、4級職は33号給から、5級職は25号給から、6級職は17号給から、7級職は5号給から改定するものでございまして、平均の改定率は0.1%、7級職は0.2%となっております。これは、月額にしますと、200円から最大700円までの適用額となっております。今回の給料表改定で影響を受ける町職員の年齢層は、大半が50歳代となっております。一番若い職員で44歳でございます。実質43歳までは影響を受けないというような、若年層に配慮した調整となっております。

22ページ、第2条関係につきましては、平成23年4月から施行されるものでありまして、第19条は、6月及び12月に支給する期末手当について100分の125とありますものを100分の122.5に、100分の135とありますものを100分の137.5に改正するものでございます。第3項は、再任用職員に対する期末手当について、一般職と同様に所要の改正を行うものでございます。

第20条は、勤勉手当についての規定で、6月及び12月に支給する勤勉手当について、100分の65とありますものを100分の67.5に、また再任用職員につきましては100分の30とありま

すものを100分の32.5に改正するものでございます。

23ページの附則7につきましては、16ページと同様に7級職で55歳に到達した職員についての規定で、今回1.5%減額についての減額調整する規定でございます。100分の0.975を100分の1.0125に、100分の65とありますものを100分の67.5に調整するものでございます。

24ページ、第3条関係につきましては、平成17年度に実施いたしました給料水準引き下げに伴う経過措置の対象となっている職員が支給される給料額を引き下げるもので、100分の99.76とありましたものを100分の99.59に、また50歳後半層の職員給与の抑制措置に関する規定を設けるものでございます。

附則の1は、施行期日を規定するもので、この条例は平成22年12月1日から施行、ただし第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するものであります。

附則2項につきましては、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置について規定したもので、本年4月1日における民間給与との格差相当分について、12月期の期末手当において制度的に調整するための所要の措置を規定したものでございます。公務と民間の給与の格差は、平成20年4月時点で比較し均衡を図ることとしており、格差相当分を解消することが求められている情勢でございます。

内容につきましては、25ページの表に書かれているもの以外の職員につきましては、給与管理、職員手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に4月から11月まで8月分を乗じた額及び6月に支給した期末・勤勉手当の同率分を乗じた額が、今回12月に支給される期末手当から減額をされることとなります。若年層には影響のないよう配慮した調整となっております。

附則第3項は、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替えについて規定したものでございます。

26ページ、附則第4項は、委任について規定したものであります。

附則第5項、第6項は、今回の給与条例の改正に伴い関連する条例の改正を行うもので、27ページは、職員の育児休業等に関する条例について、育児短時間勤務職員、短時間勤務及び部分休業養っている職員に対する条例の読替え及び準用について規定しているものでございます。

29ページは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係で、介護休暇をしている附則第4項に該当する職員は、第17条ではなく附則6項を適用するものでございます。

以上の内容となっております。よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

給与の減額ということであろうと思いますが、1つに今、特に大学生、高校生については就職氷河期ということで、きのうのニュース報道を見ましても、大学生がデモをしているというような報道もされております。あともう1つで、いわゆるワーキングプア、200万円以下の所得しかない若者に依然として大変な数がいるという状況の中、しかも景気は一向によくならないという状況だろうと思います。もう一方で市町村はと言いますと、特に収納率、これも下がってきていると、しかも対前年に対する税とか量でありますから、実質負担も多くなるという中で、民間格差という言葉があると思いますけども、これ以上、給料が全体的に下がってよいのかという議論はあると思います。そうしますと、さらに税の収納率、直接的には、そうしたものも毎日下がってくると、実態としても下がるわけですから、これは逆効果だというふうに思うんです。それについて、まずどう思われているのか、考えるのかということです。これは、首長のほうから何か聞きたいと思います。

それから、個別の案件としますと、これは本俸のほうもいじるというふうに思いますので、これは生涯給与、年金だとか、そうしたものに当然影響があるというふうに思うんですけれども、それは御宿町の今回の事案ですと、どの程度と想定されているのか。

それから、もう1つ身分上の問題でありますけれども、今般、再任用職員についての改正条項もあるわけでありまして、御宿町においては、再任用というのはこの間、とっておらなかったというふうに思うわけでありまして、一方で本町を退職された職員が臨時職で勤務されておるのは私も承知しております。そうした職員は、本来であれば再任用として職に当たるとするのが当然であるというふうに思うわけでありまして。それは、本人の理由ということもあろうかと思いますが、再任用といわゆる一般職、通常の雇用です、それとの身分上の違いがあるのかどうか。それから、臨時雇用との身分上はどういう違い

があるのかということについて、この際、お聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今、石井議員からいろいろとご質問いただきましたが、非常に厳しい社会経済状況の中で、いろいろと民間あるいは公務員もこのような措置をしているわけですが、先ほど説明の中にございましたように、地方公務員の給与は地方公務員法によりまして、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定められなくてはならないということが、地方公務員法でうたわれているわけでございます。そういう中で、やはり今回の人勤も国の人事院あるいは千葉県の人事委員会、こちらから来ているわけございまして、そのようなことでこのような議案を提出させていただいております。そういうことで、私自身としては逆効果という認識とか考えは持っておりません。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 生涯給与への影響額ということでありますけれども、今回の人勤に伴う改正につきましては、職員、特別職を入れまして97名、トータルしますと648万円の影響額がございます。これを職員数で割りますと6万6,000円と、単純に年間ではそのような影響が出てくるということでありますので、あとは年数を掛ければ生涯給与への影響額が出てくるということであります。年金であるとかそういったものについては複雑な計算式になりますので、ご了承をお願いします。

それから、再任用職員につきまして、確かに退職をされた職員が今臨時職員として2名ご協力をいただいております。これにつきましては、御宿町の場合、臨時職員については登録制度をとって雇用するというので、ご本人はゆっくりしたいということでありますけれども、協力をいただいているということで登録をまずしていただいて、急遽必要になったところに臨時として張りついでいただいているということでございます。当然、再任用であれば一般職と同じような条件となりますけれども、臨時につきましては、一般の臨時職員と同じ身分ということで対応させていただいているということでございます。今後も、できれば厳しい財政状況の中では申しわけありませんけれども、臨時職員という形でご協力をいただいてまいりたいというふうに考えています。

よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） もう終わりにします。減額ということで、先ほど町長は今の答弁では、いわゆる人勤については甘んじて受けるという答弁に理解をいたしました。もう1つ今回減額ということでありまして、先ほども総務課長から大変大きな600数万円減額になるということではありますが、こういう不利益に対して職員への説明と合意というのは、どのようにとられたかについて確認したいと思います。

それから、もう1つ今、再任用については、これはちょっと今の答弁では非常に問題があるというふうに思うんです。この再任用というのは、職員に与えられた権利であります。権利は行使できるのが当然でありまして、それについて妨げるような発言というのはいかなものかと思えます。

これは、申請があった場合は、それは受けられないんですか、そんなことができるんですか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 再任用については、町が判断をするということであろうかと思えます。臨時職員の登録につきましては、個人が自主的に登録いただいておりますので、その辺の違いはあるかと思えます。町が判断して再任用するというその採用の方法と臨時職員の採用については異なります。私の説明で誤解を生じたようであれば、そのように訂正をさせていただきます。

もう1点は、すみません、ちょっと聞き漏らしたんですけど。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 再任用についても、要するに今後とも臨時をとっていきたいと、臨時を受けていきたいというような答弁をしたわけです。ですから、それは許可する、しないかと、それは町長がお決めになることであるかもわかりませんが、まずあなたの答弁は申請をしてはならないということと同じことなんです。申請の権利を妨げる発言なんです。それはできるんですかというのが私の質問です。

それと、もう1つの質問は、今般のこういう減額の措置について、職員についてどうい

う説明をとったのか、どういう合意をとったのかということです。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 職員周知につきましては、11月19日付で文書にて全職員に周知しております。今回の改定の内容、また人勧の内容について周知を図ったところであり、それにつきましては、1級から7級それぞれ給料表に応じて該当する職員であるとか詳細な改定内容について周知を図ったところでございます。

それから、再任用職員につきましては、町が必要であるということで判断すれば、それは採用する規準はもちろんございますので、採用できないということではございません。今般、厳しい財政状況でありますので、現在、臨時職員、一般の住民の方を含めて臨時職員で対応を図らせていただいております。今後、財政的にも余裕が出てくる、また職種によってはそういう専門職が必要であるという場合には、町の判断によって再任用をするという方法で採用することもあり得るということであろうかと思っております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣告

議長（新井 明君） 以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長より、あいさつがあります。

石田町長。

町長（石田義廣君） 平成22年第3回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げ

げます。

この度の臨時会では、4議案について慎重審議をいただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

師走を迎え、本格的な寒さに向かいますので、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意されますようお願い申し上げますとともに今後のご指導、ご協力のほど、重ねてお願い申し上げます。閉会にあたりご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（新井 明君） 議員各位には、慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上で、平成22年御宿町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前10時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年 1月18日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 伊 藤 博 明

署 名 議 員 小 川 征